

徳島県告示第六百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

家電住まいる館YAMADA徳島本店

徳島市中吉野町四丁目二番地二ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和二年徳島県告示第四百三十八号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつ

た件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

自動車の駐車のために供する部分について駐車場法等の基準によること。

2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物については、燃やせるごみ、資源ごみに分別し、ごみの減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めてください。

古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、コピー用紙等）はリサイクルするために古紙問屋に搬入してください。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに一般廃棄物の適正な処理については、徳島市の施策に協力してください。

3 騒音の発生に係る事項

駐車場の使用形態が変わるため、駐車場内の自動車走行音の低減等、騒音対策に努めるとともに、周辺住民との間に騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。

4 廃棄物に係る事項

店舗内から発生する廃棄物については、産業廃棄物と一般廃棄物とを適正に分別してください。

分別された廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理してください。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和二年十一月六日から令和二年十二月六日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで